

## 構造改革特区の第2次提案について

平成15年1月20日  
構造改革特区推進室

### 1. 第2次提案の概要

1月15日を締め切り期限として、地方公共団体、民間事業者等から、構造改革特区において実施すべき規制改革要望について、第2次の提案を受付けた。

1月20日現在で、412の提案主体（地方公共団体が248、民間事業者が164）から651件の特区構想の提案があった。

昨年の8月30日締切りの第1次提案では、

- ・提案者数 249（地方公共団体が231、民間事業者が18）
- ・特区構想数 426

### 2. 第2次提案の内容

現在内容は精査中であるが主な内容は下記のとおり。

<新規>とあるのは、第1次提案において提案されなかった新たな提案。これ以外は第1次提案で実現されなかったもののうち再提案されたもの。

#### (1) 地方公共団体からの提案

幅広い内容のものであるが、分野別に主なものをまとめると下記のとおり。

##### 教育分野 64 構想

- ・株式会社、NPO法人の学校の設置・運営への参入
- ・公設民営型学校の設置<新規>
- ・学校設置の際の私学学校審議会に関する手続きの不要化<新規>
- ・県費負担教職員の任命権の市町村への付与
- ・教職員の免許に関する特例
- ・大学・大学院の設置基準に関する特例
- ・幼保一元化（目的、資格、施設基準などの共通化）

##### まちづくり・都市再生分野 80 構想

- ・イベント、ロケ等のための道路使用許可・道路占用許可の柔軟化
- ・宝くじの発行主体や発行条件の特例<新規>
- ・市街化調整区域における開発許可の特例
- ・土地開発公社の先行取得用地の利用制限の特例<新規>

- ・ 歴史的まちなみ保存のための建築基準の特例（規制の強化を含む）
- ・ 歴史的建造物である学校の改修に対する住民からの寄付の容認＜新規＞
- ・ 屋外広告物の簡易除却措置の拡大＜新規＞

#### 農業分野 6 3 構想

- ・ 株式会社による農地所有の容認
- ・ 農地取得の下限面積の引下げ
- ・ 地方公共団体による保全目的での農地取得
- ・ 農地転用許可の対象拡大
- ・ 農家民宿に関する諸規制の特例（旅館業、旅行業法、消防法、酒税法等）

#### 生活・サービス分野 5 6 構想

- ・ 地方公務員の勤務形態、採用方法の柔軟化＜新規＞
- ・ 電話番号付与を付与できるインターネット電話事業者の拡大＜新規＞
- ・ コミュニティバス事業の許可制から届出制への移行＜新規＞
- ・ 違法駐車確認事務の市町村への移譲
- ・ 放置自転車の処分期間の短縮化＜新規＞
- ・ 公民館等の行政財産の民間への管理委託及び利用拡大
- ・ 地域通貨（エコマネー）の導入

#### 産業再生分野 5 1 構想

- ・ 外国人技能実習制度の対象職種等の拡大＜新規＞
- ・ 外国人IT技術者等の在留資格要件の特例
- ・ 電力の小口販売のための規制の特例
- ・ 完成車載トレーラー等の車両の高さ制限の引下げ
- ・ 実証実験のためのロボットの歩道通行の容認＜新規＞

#### 福祉分野 4 6 構想

##### （老人福祉）

- ・ 介護保健施設の設置規制の弾力化＜新規＞
- ・ 小規模特別養護老人ホームの容認及び株式会社の参入
- ・ ホームヘルパーにより実施可能な医療行為の容認

##### （児童福祉）

- ・ 幼保一元化（目的、資格、施設基準などの共通化）[再掲]

#### 環境・エネルギー分野 4 3 構想

- ・ リサイクル対象物の廃棄物からの除外
- ・ バイオマス材料に関する廃棄物規制の特例

- ・ リサイクル施設の設置に際しての手続きの特例
- ・ 新エネルギー・自然エネルギーに関する電力関連規制の特例
- ・ 保安林や自然公園での風力発電等のエネルギー施設の設置<新規>

#### 国際交流・観光分野 36 構想

- ・ カジノの開設
- ・ ビザなし渡航の容認
- ・ 外国人留学生の在留要件の特例
- ・ 酒造免許の製造量下限要件の引き下げ
- ・ 自然公園や文化財における施設設置等の規制の特例

#### 国際物流分野 18 構想

- ・ 公有水面埋立地の用途変更の制限期間の短縮化・撤廃
- ・ カボタージュ（国内輸送の自国運送業者への留保）規制の特例
- ・ 強制水先が必要な船舶の範囲の見直し

#### 医療分野 17 構想

- ・ 株式会社の医療参入
- ・ 外国人医師による医療行為の容認
- ・ 病床規制の適用除外
- ・ 医療業務への労働者派遣の容認

## (2) 民間事業者からの提案

教育分野では63の主体から提案がでている。

- ・ 株式会社からの提案は、株式会社の学校の設置・運営への参入等
- ・ 学校法人からの提案は、新しいタイプの学校の容認や認可権限の市町村長への委譲等
- ・ NPO法人からは、不登校児童・生徒等を対象に現在行っている事業をベースにした学校の容認や学校法人の設立条件の緩和等

多くの民間企業が事業実施についての規制の特例を要望

(例)

- ・ 駐車場附置義務や河川上空の建築制限などまちづくり、建築に関する規制の特例
- ・ 弁護士過疎地における他の資格者による法律相談の実施<新規>
- ・ 工場の保安規制に関する特例

- ・ 保育に関する特例( 公務員である保育士の企業派遣の容認< 新規 > など)
- ・ レース車両の公道走行の容認< 新規 >

医療分野でも病院、大学等から提案がなされている

( 例 )

- ・ 電子カルテの外部保存規制の特例
- ・ 遠隔医療実施のための規制の特例
- ・ 医師の指導下における看護師等の医療行為の容認

## 2 . 今後の進め方

- ・ 1月17日付けで提案のあった全ての事項について各省に検討要請を実施。  
非公開の希望があったものを除き、内閣官房構造改革特区推進室において閲覧を実施( 1月20日より )
- ・ 各省の回答が不十分なものについては、当室より検討要請を重ね、その過程は原則として全て構造改革特別区域推進本部ホームページ上で公開。
- ・ 2月下旬をめぐり、構造改革特区で実施すべき事項、全国で実施すべき事項について、構造改革特別区域推進本部で決定。このうち、法改正による対応が必要なものについては、構造改革特別区域法の改正法案として今通常国会に提出する予定。

「構造改革特区の第2次提案募集」の提案状況（確報）

1. 提案状況

提案者数

	提案者数		
	(全体)	民間事業者	地方公共団体
第2次	412	164	248
[参考]第1次	249	18	231
[参考]対第1次倍率	1.6	9.1	1.1

特区構想数

	特区構想数 (全体)
第2次	651
[参考]第1次	426
[参考]対第1次倍率	1.5

2. 提案主体数の内訳：

提案主体数	内訳		小計
民間企業等	民間企業	56	164
	学校法人・国公立大学	10	
	医療法人・国公立病院	7	
	社会福祉法人	2	
	その他の公益法人	9	
	協同組合等	6	
	NPO法人	18	
	任意団体	31	
	個人	24	
	その他（海外の大学）	1	
地方公共団体	市区町村単独	173	248
	都道府県単独	26	
	複数市区町村の共同提案	4	
	複数都道府県の共同提案	1	
	都道府県と市町村の共同提案	15	
	その他（民間企業との共同提案等）	29	
計			412

3. 提案特区構想数：651

提案特区構想数	
新規提案	533
第1次提案の変更・拡充	118
計	651

4. 提案特区構想数の内訳

民間企業提案数：191

都道府県別特区提案件数（地方公共団体の提案）：460

都道府県名		都道府県名		都道府県名	
北海道	32	石川県	8	岡山県	12
青森県	4	福井県	5	広島県	3
岩手県	8	山梨県	3	山口県	7
宮城県	10	長野県	47	徳島県	3
秋田県	0	岐阜県	17	香川県	0
山形県	6	静岡県	30	愛媛県	5
福島県	4	愛知県	11	高知県	2
茨城県	5	三重県	2	福岡県	8
栃木県	4	滋賀県	1	佐賀県	1
群馬県	16	京都府	9	長崎県	4
埼玉県	53	大阪府	7	熊本県	8
千葉県	17	兵庫県	12	大分県	2
東京都	36	奈良県	6	宮崎県	5
神奈川県	19	和歌山県	1	鹿児島県	3
新潟県	8	鳥取県	0	沖縄県	7
富山県	2	島根県	7		

上記数値は、新規提案と第1次提案の拡充等を含む。